

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 10 月 14 日

S B I レオスひふみ株式会社

2025 年 10 月 14 日

吸収合併に関する事前開示事項

東京都千代田区丸の内一丁目 1 1 番 1 号
S B I レオスひふみ株式会社
代表取締役 会長兼社長 藤野 英人

S B I レオスひふみ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 9 月 30 日に、S B I グローバルアセットマネジメント株式会社（以下「S B I G A M」といい、当社と合わせて「両社」といいます。）との間で吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、2025 年 12 月 1 日（予定）を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号、第 3 項）

別紙 2 のとおりです。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号、第 4 項）

(1) 吸収合併存続会社の定款の定め（会社法施行規則第 182 条第 4 項第 1 号イ）

別紙 3 のとおりです。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 4 項第 1 号ロ）

① 合併対価を取引する市場

S B I G A M の株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

S B I G A M の株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 4 項第 1 号ハ）

S B I G A M の株式の東京証券取引所プライム市場における過去 6 か月の株価推移は、以下のとおりです。

月別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高株価（円）	683	660	660	655	672	657
最低株価（円）	554	622	624	620	622	627

(4) 吸収合併存続会社の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 182 条第 4 項第 1 号ニ）

S B I G A M は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しております。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号、第 5 項）

S B I G A M は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から③までの第 1 欄に掲げる当社の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から③までの第 2 欄に掲げる S B I G A M の新株予約権を交付いたします。

	第 1 欄		第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	S B I レオスひふみ株式会社第 1 回新株予約権	別紙 4 - ① - 1 記載	S B I グローバルアセットマネジメント株式会社第 5 回新株予約権	別紙 4 - ① - 2 記載
②	S B I レオスひふみ株式会社第 2 回新株予約権	別紙 4 - ② - 1 記載	S B I グローバルアセットマネジメント株式会社第 6 回新株予約権	別紙 4 - ② - 2 記載
③	S B I レオスひふみ株式会社第 3 回新株予約権	別紙 4 - ③ - 1 記載	S B I グローバルアセットマネジメント株式会	別紙 4 - ③ - 2 記載

			社第 7 回新株予 約権	
--	--	--	-----------------	--

(注) 各内容欄に記載した別紙は、本合併契約の別紙を示し、別紙 1 に記載しております。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社についての事項

- ① 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 4 のとおりです。
- ② 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ア S B I G A M は、2025 年 8 月 20 日付で、S B I G A M を株式交付親会社、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社（以下「S B I 岡三AM」といいます。）を株式交付子会社、効力発生日を 2025 年 9 月 11 日とする株式交付を実施いたしました（以下「本株式交付」といいます。）。本株式交付に伴い、S B I G A M は、S B I 岡三AMの普通株式の譲渡人である S B I アセットマネジメントグループ株式会社（以下「S B I A M G」といいます。）に対し、S B I G A M の普通株式 13,128,343 株を対価として交付しました。本株式交付に伴い、S B I 岡三AMは、S B I G A M の子会社（特定子会社）に該当することとなりました。
 - イ S B I G A M の子会社である S B I 岡三AMが、2025 年 9 月 30 日に、O C P 1 号投資事業有限責任組合及び O C P 2 号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である岡三キャピタルパートナーズ株式会社の株式の譲渡を受けたことにより、O C P 1 号投資事業有限責任組合及び O C P 2 号投資事業有限責任組合は、S B I G A M の子会社（特定子会社）に該当することとなりました。
 - ウ 本合併に伴い、本合併の効力発生日である 2025 年 12 月 1 日（予定）をもって、レオス・キャピタルワークス株式会社及び RheosCP 1 号投資事業有限責任組合は、S B I G A M の子会社（特定子会社）となる見込みです。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

- ア 当社は、2025 年 5 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づき当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社第 3 回新株

予約権を発行することを決議し、同年5月28日付けで14,240個を発行しております。

イ 当社は、2025年5月21日開催の取締役会において、当社子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社から8億円を期間1年間で借り入れることを決議いたしました。

ウ 当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、GO株式会社の新設分割会社に対して払込時期を2025年9月上旬として、1億2100万円の投資を行うことを決議し、同月9日に払込みをしております。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社の2025年3月31日の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約8,854百万円及び約1,965百万円です。また、S B I G A Mの2025年3月31日の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約15,448百万円及び約6,142百万円です。

また2025年3月31日から現在に至るまで当社及びS B I G A Mの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、本合併の効力発生日までに予測されるS B I G A Mの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併後に見込まれるS B I G A Mの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、S B I G A Mが負担する債務については、本合併の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1（吸収合併契約書）

（次頁以降に添付のとおり）

吸収合併契約書

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（以下「甲」という。）及びSBIレオスひふみ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

本合併の当事会社の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：SBIレオスひふみ株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当に関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等として、基準時において本割当対象株主が所有する乙の普通株式に代わり、乙が基準時に発行している普通株式（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。以下、本条において同じ。）の総数に0.36（以下「本合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当に関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から③までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	SBIレオスひふみ株式会社第1回新株予約権	別紙4-①-1記載	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第5回新株予約権	別紙4-①-2記載
②	SBIレオスひふみ株式会社第2回新株予約権	別紙4-②-1記載	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第6回新株予約権	別紙4-②-2記載
③	SBIレオスひふみ株式会社第3回新株予約権	別紙4-③-1記載	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第7回新株予約権	別紙4-③-2記載

2. 前項の対価の割当てについては、甲は、基準時における前項の表の①から③までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から③までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第6条（合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月1日とする。但し、本合併の手續の進行その他の事由に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認等）

1. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認を得るものとする。
2. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、法令上、効力発生前に本合併の実行に必要とされる許認可等の取得、届出その他一切の手續きを行うものとする。

第8条（会社財産の承継）

乙は、乙の一切の資産、債務、契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙が協議し、合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙は速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、（i）効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲又は乙の株主総会において承認が得られないとき、（ii）効力発生日の前日までに、第7条第2項に定める本合併の実行に必要な許認可等が得られないとき、又は（iii）前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙が協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつ保管する。

2025年9月30日

甲：東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

代表取締役 朝倉 智也



本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつ保管する。

2025年9月30日

乙：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

SBIレオスひふみ株式会社

代表取締役 会長兼社長

藤野 英人



【別紙4-①-1】

SBI レオスひふみ株式会社第1回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

SBI レオスひふみ株式会社第1回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当日

2024年4月1日(月)

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はSBI レオスひふみ株式会社(以下、本概要において「当社」という。)普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 本新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)に定める本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金171円とする。ただし、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価(下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行なう場合を除く。)

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & & & \\ \text{行使価} & = & \text{調整前} & \\ \text{額} & & \text{行使価額} & \\ & & \times \text{数} & \\ & & \text{既発行株式} & \\ & & \text{数} & \\ & & + \frac{\text{新規発行株式} \times \text{1株当たり払込} \\ & & \text{時価}}{\text{金額}} & \\ & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主(以下、「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- イ 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。
- ③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。
- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新

株予約権者に通知するものとする。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2031年12月15日までとする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
- ② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
- ③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件
上記(9)及び(10)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以 上

【別紙4-①-2】

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社第5回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社第5回新株予約権

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はSBI グローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は288株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(2)に定める本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金475円とする。ただし、下記(4)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(4) 行使価額の調整

- ① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & & & \\ \text{行使価} & = & \text{調整前} & \\ \text{額} & & \text{行使価額} & \times \text{数} \\ & & \text{既発行株式} & + \text{新規発行株式} \\ & & \text{数} & \times \text{1株当たり払込} \\ & & & \text{金額} \\ & & \text{時価} & \\ & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月1日から2031年12月15日までとする。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社が下記(10)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(10)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(7)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件
上記(7)及び(8)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以 上

【別紙4-②-1】

SBI レオスひふみ株式会社第2回新株予約権の概要

1. 本新株予約権の名称

SBI レオスひふみ株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、SBI レオスひふみ株式会社（以下、本概要において「当社」という。）の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式800株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金155円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年7月1日から2029年8月1日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される、本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益が2,500百万円を超過し、かつ割当日から行使期間の満了日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも250円以上となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由が

あると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2024 年 8 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年8月1日

9. 申込期日

2024年7月25日

以上

【別紙4-②-2】

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社第6回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社第6回新株予約権

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、SBI グローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式288株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金431円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年12月1日から2029年8月1日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア） 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（イ） 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

（ア） 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の損益計算書に記載される、本新株予約権の株式報酬費並びにそれぞれが関係会社に支払う経営管理料及び出向料控除前の営業利益の合計が2,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成してない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

（イ） 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（ウ） 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（エ） 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（オ） 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到

来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(2)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)①に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(4)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(2)③に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(2)④に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記(2)⑥に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記(3)に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(5) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

【別紙4-③-1】

SBI レオスひふみ株式会社第3回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

SBI レオスひふみ株式会社第3回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当日

2025年5月28日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、SBI レオスひふみ株式会社(以下、本概要において「当社」という。)普通株式100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、金5,860円とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、金186円とする。

なお、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

- ① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価(下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合

合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後 6 か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より 6 か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
- ② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
- ③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(13) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月28日

以上

【別紙4-③-2】

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社第7回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社第7回新株予約権

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、SBI グローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式36株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、517円とする。

なお、下記(4)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(4) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行う場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増

加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
- ② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社が下記(10)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(10)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記(7)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
- ③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満

たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以上

別紙 2（合併対価の相当性に関する事項）

第 1 本合併に際して交付する吸収合併存続会社の株式の数の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項第 1 号）

1. 本合併に係る割当ての内容

	S B I G A M (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.36

（注 1）本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の株式 1 株に対して、S B I G A M の株式 0.36 株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）に当社が保有する自己株式 5,968,700 株（2025 年 9 月 30 日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

（注 2）本合併により交付する S B I G A M の株式数：普通株式 35,169,156 株
上記の交付株式数は、当社において、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 29 日までの間に新株予約権の行使により発行された 244,000 株にも本合併により株式の割当てが行われることを加味しておりますが、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、基準時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。
また、本合併により S B I G A M が交付する株式は、全て新たに S B I G A M の普通株式を発行することを想定しています。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本合併により S B I G A M の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、S B I G A M に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引市場においては単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び S B I G A M の定款の規定に基づき、S B I G A M の単元未満株式を保有する株主の皆様が、S B I G A M に対し、自己の保有する単元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）となる数の S B I G A M 株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、S B I G A M の単元未満株式を保有する株主の皆様が、S B I G A M に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本合併に伴い、S B I G A M 株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

S B I G A M 及び当社は、本合併を含む事業連携の強化の手法を検討するにあたり、

S B I ホールディングス株式会社（以下「S B I H D」といいます。）がS B I G A M 及び当社それぞれの親会社であることから、本合併を行う場合には、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、S B I G A Mは株式会社K I C（以下「K I C」といいます。）を、当社はE Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「E Y」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

そして、両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したD Dの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

また、S B I G A Mにおいては、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、2025 年 9 月 30 日付で、独立役員 5 名（うち社外取締役 3 名、社外監査役 2 名）から意見書を取得したことに加えて、S B I G A Mの第三者算定機関であるK I Cによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、また、別途両社の規模を比較するための数値として、双方の時価総額の 1 か月平均、3 か月平均の数値も考慮し、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「1. 本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

具体的には本合併における合併比率については、S B I G A Mの第三者算定機関であるK I Cによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているD C F 法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、D C F 法による算定結果のレンジの中央値付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加えて、本合併が両社の企業価値向上には最適であり、S B I G A Mの少数株主においてもその利益を享受できることから、S B I G A Mの少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

当社においては、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、2025 年 9 月 30 日付で、独立役員である社外取締役 3 名（中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏）から意見の入手をしたことに加えて、当社の第三者算定機関であるE Yによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びD C F 法による算定結果のレンジを踏まえ、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「1. 本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

具体的には本合併における合併比率については、当社の第三者算定機関であるE Yによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びD C F 法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回り、かつ、D C F 法による算定結果のレンジの上限付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加えて、本合併が両社の企業価値向上には最適であり、当社の少数株主においてもその利益を享受できることから、当社の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したD Dの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、両社の時価総額、1 株当たり利益といったファンダメンタルズ面の状況、資産の状況、将来の見通し等の

要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2025年9月30日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。なお、かかる両社の取締役会においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、利害関係を有しない取締役全員の承認を得ており、かつ、利害関係を有しない監査役全員が異議がない旨の意見を述べております。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

S B I G A Mの第三者機関であるK I Cは、S B I G A M及び当社の関連当事者には該当せず、S B I G A M及び当社との間で重要な利害関係を有しません。なお、本合併に係るK I Cに対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であります。

また、当社の第三者機関であるE Yは、S B I G A M及び当社の関連当事者には該当せず、S B I G A M及び当社との間で重要な利害関係を有しません。なお、当社は、E Yに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

なお、S B I G A Mは、当社の財務情報等の客観的な資料及び当社に対して実施したDDの結果を総合的に考慮し、かつ、両社間での協議・交渉を経て本合併比率を決定していることから、第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

また、当社は、S B I G A Mの財務情報等の客観的な資料及びS B I G A Mに対して実施したDDの結果を総合的に考慮し、かつ、両社間での協議・交渉を経て本合併比率を決定していることから、第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

②算定の概要

S B I G A Mは、合併比率の算定にあたって公正性を担保するため、K I Cを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、2025年9月29日付で、以下の内容を含む合併比率算定報告書（以下「本合併比率算定報告書（S B I G A M）」といいます。）を取得いたしました。

K I Cによる両社の株式価値の算定手法は以下のとおりです。

K I Cは、東京証券取引所プライム市場に上場しているS B I G A Mの普通株式（以下「S B I G A M株式」といいます。）及び東京証券取引所グロース市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の価値の算定手法として、複数の株式価値算定手法の中からS B I G A M株式及び当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、S B I G A M株式及び当社株式の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、S B I G A M株式が東京証券取引所プライム市場に、当社株式が東京証券取引所グロース市場にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社において将来の財務予測が存在することから、将来の事業活動の状況を算定に反映するために永久成長率に基づくDCF法を用いて、S B I G A M株式及び当社株式の1株当たりの株式価値の算定をそれぞれ行いました。

上記の各方式において算定された、S B I G A M株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
S B I G A M	当社	
市場株価法		0.30～0.34
D C F 法		0.22～0.47

市場株価法では、2025 年 9 月 29 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における S B I G A M 株式の基準日終値 630 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 643 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 638 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 637 円並びに東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値 215 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 212 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 205 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 194 円を基に、S B I G A M 株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 630 円～643 円、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 194 円～215 円とそれぞれ算定しております。

D C F 法では、S B I G A M については、S B I G A M が作成した 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、S B I G A M が 2026 年 3 月期第 1 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて S B I G A M の企業価値や株式価値を算定しております。その際、8.0%～10.0%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0%～2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、S B I G A M 株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 582 円～876 円と算定しております。当社については当社が作成した 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 3 月期第 1 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.2%～11.2%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0%～2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 189 円～272 円と算定しております。

S B I G A M についての財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2027 年 3 月期において運用資産残高（以下「AUM」といいます。）の増加等を要因として、営業利益については 2027 年 3 月期に前年度対比で 44%の増益となることを見込んでおります。また、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、AUM の増加等を要因とする売上高の成長に伴う増益により、フリー・キャッシュ・フローについては 2027 年 3 月期に前年度対比で 38%の増加を、2028 年 3 月期に前年度対比で 45%の増加を見込んでおります。また、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していません。

また、当社についての財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、AUM の増加等を要因として、営業利益については 2027 年 3 月期に前年度対比で 38%の増益となることを見込んでおります。また、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、運転資本増減の計算における売上債権及び仕入債務の増減等を要因として、2027 年 3 月期に前年度対比で 47%の減少を、2028 年 3 月期に前年度対比で 150%の増加を見込んでおります。また、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していません。

なお、K I C は合併比率の算定に際して、両社から開示された文書及び調査協力者に対するインタビューに依拠して作成しているため、開示されていない文書又は情報に

ついて何ら依拠するものではなく、また、これらの文書及び情報の正確性や完全性について何らの責任を負うものではありません。K I Cが合併比率の算定に際して依拠した情報の範囲は、両社から任意に提供された範囲に限られており、K I Cが求めた全ての資料及び情報が網羅的に提供されたものではなく、より包括的な精査によって認識される問題点を認識していない可能性があります。また、K I Cが実施した合併比率の分析は、合併比率に関するフェアネス・オピニオン等の意見表明業務ではなく、S B I G A Mは本合併における合併比率がS B I G A Mの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、E Yを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定報告書（以下「本合併比率算定報告書（当社）」といいます。）を取得いたしました。

E Yは、両社の株式価値の算定手法として、両社株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年9月29日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。また、将来の事業活動の状況を株式価値算定に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。各算定手法による、S B I G A M株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
S B I G A M	当社	
市場株価法		0.30～0.34
DCF法		0.31～0.38

市場株価法では、2025年9月29日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるS B I G A M株式の基準日終値 630 円、直近1ヶ月間の終値単純平均値 643 円、直近3ヶ月間の終値単純平均値 638 円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 637 円並びに東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値 215 円、直近1ヶ月間の終値単純平均値 212 円、直近3ヶ月間の終値単純平均値 205 円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 194 円を基に、S B I G A M株式の1株当たりの株式価値の範囲を 630 円～643 円、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 194 円～215 円とそれぞれ算定しております。

DCF法では、S B I G A Mについては、S B I G A Mが作成した2026年3月期から2030年3月期までの財務予測について、当社が2029年3月期及び2030年3月期の計画を除くことにより調整した2026年3月期から2028年3月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、S B I G A Mが2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてS B I G A Mの企業価値や株式価値を算定しております。その際、7.8%～9.0%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、S B I G A M株式の1株当たりの株式価値の範囲を 585 円～673 円と算定しております。当社については当社が作成した2026年3月期から2028年3月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.2%～12.2%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法

を採用し、2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を182円～259円と算定しております。

EYがDCF法による算定の前提としたSBIGAMの財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、AUMの増加等により、営業利益については2027年3月期に前年度対比で44%の増益を、また、フリー・キャッシュ・フローについては2027年3月期に前年度対比で111%の増加を、2028年3月期に前年度対比で37%の増加を見込んでおります。

また、EYがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、AUMの増加等により、営業利益については2027年3月期に前年度対比で38%の増益を、また、フリー・キャッシュ・フローについては2027年3月期に前年度対比で117%の増加を、2028年3月期に前年度対比で33%の増加を見込んでおります。当社の財務予測は以下のとおりです。なお、財務予測は、取締役会の承認を受けた期初事業計画に基づいています。記載の数値は、当社が期初時点で株式マーケットの情勢などについて合理的と考えられる前提に基づき予算管理のために策定した事業計画であり、これらの前提については様々な不確実性が存在していることから、当期の業績を予想するものではありません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期
営業収益	12,907	16,324	18,183
EBITDA	2,562	3,427	3,598
営業利益	2,168	2,991	3,128
フリー・キャッシュ・フロー	456	991	1,318

なお、両社の財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

EYは、上記合併比率の算定に際して、SBIGAM、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、採用した情報等が、全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っておりません。SBIGAM、当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。EYの算定は、2025年9月29日現在までに入手可能な情報等及び経済条件を前提としたものであります。なお、EYの算定は、当社の業務執行を決定する機関が合併比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、当社の普通株式は、2025年11月27日付けで、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日において当社の株主様に割り当てられるSBIGAMの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当のみを受ける可能性はあるものの、引き続き1単元以上の株式については東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できると考えております。なお、本合併の効力発生日以降も、SBIGAMの普通株式は、SBIGAMの現在の市場である東京証券取引所プライム市場に上場維持することとなります。

本合併により、SBIGAMの単元未満株式を所有することとなる当社の株主様に

においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「１．本合併に係る割当ての内容」の（注３）をご参照ください。また、１株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細について、上記「１．本合併に係る割当ての内容」の（注４）をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 11 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来とおり取引できるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本合併は、ＳＢＩＨＤがＳＢＩＧＡＭ及び当社それぞれの親会社であることから、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）をとりました。

①独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「２．本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「（１）割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025 年 9 月 30 日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

②ＳＢＩＧＡＭにおける独立した法律事務所からの助言

ＳＢＩＧＡＭは、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、三浦法律事務所を選任し、三浦法律事務所から、本合併は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める支配株主との重要な取引等に該当することから、これに係る遵守事項を遵守すべく、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じる必要があること、本合併における具体的な措置としては、独立した第三者算定機関からの本合併比率算定報告書（ＳＢＩＧＡＭ）の取得、独立した法律事務所からの助言及び特別利害関係のある取締役を取締役会に参加させないことなどの措置を講じ、これらを踏まえて独立役員からの意見の取得を行う必要があるなど、ＳＢＩＧＡＭの意思決定方法に関する法的助言を受けております。なお、三浦法律事務所は、ＳＢＩＧＡＭ及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、本合併に係る手続、意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、ＳＢＩＧＡＭ及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

④ＳＢＩＧＡＭにおける独立役員からの意見の取得並びにＳＢＩＧＡＭの独立役員を含む利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本合併は同一の親会社を持つ会社同士の取引として支配株主との取引等に該当いたします。そのため、以下のとおり、ＳＢＩＧＡＭは、2025 年 9 月 30 日付で、独立役員

5名（うち社外取締役3名、社外監査役2名）から意見の入手を行っております。SBI GAMが入手した意見の概要は以下のとおりです。

- ・ SBI GAMの独立役員であるビリー・ウェード・ワイルダー氏（社外取締役）、山澤光太郎氏（社外取締役）、堀江明弘氏（社外取締役）、長野和郎氏（社外監査役）及び小竹正信氏（社外監査役）は、本合併の目的、その本合併比率を含む本合併契約の内容とその根拠が適切であるか否かという観点から検討を行った結果、以下のとおり本合併の目的、条件及び決定過程については合理性が認められることから、当該決定が、少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、その旨、意見を表明しています。
- ・ 本合併は、SBIグループにおける主要な5つの事業分野の一つである資産運用事業をSBI GAMが一元的に統括する体制を整え、SBIグループ全体として、商品戦略上の棲み分け等でより緊密な情報伝達を行うことによる業務の効率化や、重複する管理部門の削減等による合理化を達成し、SBI GAMの資産運用事業における中核会社としての位置付けを更に強化するものであること。
- ・ 本合併は、その条件の決定に係るプロセスの独立性・透明性・客観性を高めるために、両社において、本「④公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」記載の措置を経て、その決定が行われることとなっていること。
- ・ 本合併比率は、両社が互いに実施したDDの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案し、当社との複数回にわたる協議・交渉の結果、決定されたものであり、かつ、SBI GAMが依頼した第三者算定機関であるKICによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているDCF法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジ（0.30～0.34）を上回る一方で、DCF法による算定結果のレンジ（0.22～0.47）の中央値付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内のものであること。
- ・ 上記算定結果の前提として、①SBI GAM株式が東京証券取引所プライム市場に、当社株式が東京証券取引所グロース市場にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社において将来の財務予測が存在することから、将来の事業活動の状況を算定に反映するために永久成長率に基づくDCF法を用いたという算定手法の選定理由及び②DCF法による算定に用いられた両社の財務予測についても、妥当なものであること。

また、SBI GAMは、本合併に関する議案を決議した2025年9月30日に開催した取締役会においては、親会社であるSBI AMG取締役会長及びSBI HD代表取締役会長兼社長（CEO）を兼務している北尾吉孝、SBI AMG代表取締役社長及び吸収合併消滅会社である当社取締役を兼務する朝倉智也を除く、他の3名の取締役及び3名の監査役により審議の上、当該3名の取締役の全員の賛成により本合併の実施を決議しております。

なお、SBI GAM代表取締役社長の朝倉智也は、SBI GAMの親会社であるSBI AMG代表取締役社長、SBI HD代表取締役副社長及び当社取締役を兼務しており、利益相反を回避する観点から、SBI GAMの立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役としてSBI GAMの取締役会の審議及び議決に参加していません。また、SBI GAM取締役の北尾吉孝はSBI AMG取締役会長及びSBI HD代表取締役会長兼社長（CEO）を兼務しておりますが、利益相反を回避する観点から、SBI GAMの立場で本合併に係る協議・交

渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役としてSBI GAMにおける取締役会の審議及び議決に参加しておりません。

⑤当社における独立役員からの意見の取得並びに当社の独立役員を含む利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
本合併は同一の親会社を持つ会社同士の取引として支配株主との取引等に該当いたします。そのため、以下のとおり、当社は、2025年9月30日付で、独立役員である社外取締役3名（中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏）から意見の入手を行っております。当社が入手した意見の概要は以下のとおりです。

当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ独立役員である中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏に対して、本合併に関する当社の決定が同社の少数株主にとって不利益なものではないか否かの検討を依頼し、3氏より、以下の（i）乃至（iii）のとおりであるから、本合併に関する当社の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を取得しております。

- （i） 本合併は、事業統合のシナジー等の最大化を実現するため行われるものであり、その目的は合理的であると認められる。なお、当社は、2023年4月25日にレオスキャピタルとして上場してから短期間での上場廃止となるが、SBIグループにおいて、SBIグループにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というSBIグループの事業構築の基本観に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でのより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考え、本合併を行う選択をしており、当該選択に不合理な点は認められない。
- （ii） 本合併比率算定の前提となる事業計画等の各種データが恣意的に作成されたものではなく、客観的・合理的な予測に基づくものであると認められること、本合併比率は、本合併比率算定報告書（当社）における市場株価法の上限を上回り、かつ、かつDCF法のレンジの範囲内であること、本合併比率はSBI GAMと当社との間の独立当事者間の交渉の結果決定されたものであると認められることから、本合併比率を含む本合併の条件には妥当性が確保されていると認められる。
- （iii） 本合併においては、本お知らせの開示による株主の適切な判断機会の確保のための対応、意思決定過程における恣意性の排除、外部専門家の独立したアドバイスの取得、独立した第三者算定機関からの本合併比率算定報告書等の取得等の公正な手続を通じて、当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

また、当社は、本合併に関する議案を決議した2025年9月30日に開催した取締役会においては、SBI HD代表取締役副社長及び当社取締役を兼務する朝倉智也を除く、他の8名の取締役及び4名の監査役により審議の上、当該8名の取締役の全員の賛成により本合併の実施を決議しております。

なお、当社取締役の朝倉智也は、SBI HD代表取締役副社長及びSBI GAM代表取締役社長を兼務しており、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役として当社の取締役会の審議及び議決に参加しておりません。

第2 本合併の対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第182条第3項第2号）

S B I G A Mの普通株式は、東京証券取引所において取引されており、本件合併後において市場における取引機会が確保されていることから、本件合併の対価としてS B I G A Mの普通株式を交付することにいたしました。

第3 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第182条第3項第3号）

本合併は、S B I H DがS B I G A M及び当社それぞれの親会社であることから、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、上記「第1 本合併に際して交付する株式の数の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3項第1号）」の「2. 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載の各措置を講じております。

第4 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3項、会社法第749条第1項第2号イ）

本合併により、S B I G A Mの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、S B I G A Mが定めます。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、SBI グローバルアセットマネジメント株式会社と称し、英文では、SBI Global Asset Management Co., Ltd. と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 金融情報に関する雑誌、新聞、報告書（インターネットを利用した配布を含む。）ならびにディスクおよびシーディーROM等のソフトウェアの設計、開発、製作、販売および輸出入
- 2 金融情報の提供、金融情報に関するコンサルティングおよびセミナー業務
- 3 広告・宣伝の情報媒体の企画・売買ならびに広告代理店業務
- 4 資産運用および管理に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 5 投資の広報業務の受託および経営に関するコンサルティング業務
- 6 書籍・雑誌その他各種出版物および電子出版物の企画・制作、出版、販売およびその代行
- 7 映像ソフトの企画、制作
- 8 ライフプランに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 9 IRに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 10 株価指数に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 11 生活情報に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 12 マーケティングに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 13 インターネットに関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 14 投資信託の組成および運用に関する情報の提供、コンサルティングおよびセミナー業務
- 15 投資顧問業
- 16 生命保険代理業
- 17 損害保険代理業
- 18 コンピュータ、その周辺機器および関連機器ならびにそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
- 19 コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸および管理
- 20 インターネットを利用した通信販売業務および仲介
- 21 各種会議、展示会、イベントの企画・制作および構成・演出・請負・運営
- 22 内外の有価証券などの金融資産に関する投資助言業務および投資一任業務
- 23 投資信託における委託会社としての業務
- 24 投資法人に対する資産運用に係る業務
- 25 特定資産等に関する投資一任契約に係る業務
- 26 有価証券に関する情報提供に係る業務
- 27 インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 28 インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守

- 29 マーケティングリサーチならびに経営情報、産業情報および信用情報の調査、収集および提供
- 30 各種企業に対する経営の診断および総合指導
- 31 コンピューターのソフトウェアの開発および販売
- 32 情報処理システム開発の計画作成およびプログラム設計技術者の派遣
- 33 コンピューターおよびその関連機器による情報処理業
- 34 漢方薬および漢方薬の原料となる草木類の輸出入販売
- 35 消費者からの委託による輸入の代行業務
- 36 証券仲介業
- 37 不動産仲介業
- 38 資産管理業
- 39 前各号の業務およびこれに付帯関連する一切の業務を営む会社ならびにこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
- 22 前各号に関する教育研修業務
- 23 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、315,600,000株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主および新株予約権者の権利行使の手続き、ならびに株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。

(株主総会の招集者および議長)

第14条 株主総会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会の招集者および議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができ、また、取締役および監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取

取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、ま

た、監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬および退職慰労金)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる。

2. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
4. 当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第38条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過した時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、剰余金の配当には利息を付さない。

平成10年3月27日	会社設立
平成13年3月15日	一部改訂
平成14年3月20日	一部改訂
平成15年3月19日	一部改訂
平成16年3月25日	一部改訂
平成17年3月24日	一部改訂
平成17年12月15日	一部改訂
平成18年12月1日	一部改訂
平成19年3月23日	一部改訂
平成19年4月1日	一部改訂
平成20年4月1日	一部改訂
平成20年6月19日	一部改訂
平成21年6月18日	一部改訂
平成22年1月6日	附則規定による附則の 削除
平成25年6月18日	一部改訂
平成25年7月1日	附則規定による附則の 削除
令和4年6月23日	一部改訂
令和5年3月1日	附則規定による附則の削 除
2023年3月30日	商号変更に伴い一部改訂

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、多くの主要国・地域において特徴的な金融政策の転換が行われた中、米国においては市場でのソフトランディングを実現し株式市場を中心に比較的堅調な推移を示した一方、欧州における構造的、地政学的な課題、中国での主として不動産セクターの調整等、多くの問題点が存在するなど、不安定な要素を内包しつつも比較的穏やかな推移を示していましたが、2025年1月の米国での新政権発足以降は、トランプ新大統領が矢継ぎ早に打ち出す各種政策、特に関税関連の政策が年度末にかけて各国の市場を揺るすなど、大きな混乱の中にありました。このような情勢の中、我が国においては、石破首相の就任と直後の総選挙などのイベントがあり、市場においては日本銀行の金融政策によるマイナス金利からの完全な脱却、物価上昇の継続等の動きが見られました。その後、2025年の年明け以降は米国のトランプ政権の繰り出す各種政策の影響もあり、株式市場は世界各国同様、下落局面の波乱の中で年度末を迎えることとなりました。なお、当社グループの事業に関連性の高い投資信託市場においては、2024年1月から開始された「新NISA」制度が一般にも浸透し、資金流入が続く追い風もある一方、運用会社間の競争は激化し、平均信託報酬率は低下傾向にあるなど、構造変化が見られた1年となりました。

このような経営環境下で、当社グループは、公募の投資信託の当期末の運用残高が、前期末の2兆7,144億円から30.7%増加の3兆5,484億円となりました。これは、新NISAに対応し、多くの商品タイプを揃えたインデックスファンドが安定した資金流入により成長した他、高配当型に代表される「成長」と「分配」の両立を目指す特徴を持つファンドを数多く投入した結果によるものです。これらの商品群はいずれも当社グループの理念である「顧客中心主義」に則り、高品質であることはもちろん、同種同等のファンドと比較して低廉なコストとしております。また、既存の商品についても、2023年6月に定めた当社グループのプロダクトガバナンス方針に基づき、コストの減額や、受益者目線に立った商品ラインナップの再構築を行うなど、年度を通じて「顧客中心主義」に基づき積極的に政策を実施してまいりました。

2. 資金調達の状況

該当事項はありません。

3. 重要な組織再編の状況

該当事項はありません。

4. 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

5. 直近三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 25 期 2022 年 3 月期	第 26 期 2023 年 3 月期	第 27 期 2024 年 3 月期	第 28 期 当事業年度 2025 年 3 月期
売上高	1,935,025	1,716,052	800,135	1,554,091
当期純利益	2,783,217	5,505,830	299,021	996,784
1 株当たり当期純利益	31 円 04 銭	61 円 40 銭	3 円 34 銭	11 円 12 銭
総資産	10,337,482	18,832,148	16,719,590	15,448,099
純資産	10,062,543	12,734,079	10,802,789	9,306,188
1 株当たり純資産額	112 円 21 銭	142 円 00 銭	120 円 47 銭	103 円 78 銭

6. 対処すべき課題

当社グループは、SBI グローバルアセットマネジメント・グループにおいて、主に個人投資家の皆様向けの商品である公募投資信託と、主として地方金融機関等の機関投資家を対象とする私募投資信託の運営全般を担っております。

当社グループは当期中に初めてのETF（上場投資信託）を設定した他、公募投資信託を多数設定する等、個人投資家の投資意欲に向けて有効かつ有益な選択肢の提供を重点的に取り進めました。この投資信託のラインナップの積極的な拡充は、当社グループでは、投資を行う個人の皆様にとって、最適なポートフォリオは一人一人で当然異なることから、これからの個人投資家の皆様にとっては、ご自分にあった資産配分が自由に、低コストで気軽に行える環境を整えることが重要との考えに基づくものです。当社グループでは、そのための材料となる良質で低コストの投資信託のラインナップの更なる充実を図ることが必要と考えております。また、それにより、投資家の皆様の資産形成への貢献、ひいてはわが国の投資環境の更なる発展の一翼を担ってゆくことも大切な事業目標であると考えております。

また、当社グループの運用資産残高は、5年前の2020年3月末に1兆7,301 億円だったものが、当期末には6兆2,135億円となるなど、飛躍的な拡大を続けております。この拡大基調を維持し、加速させるためには、当社グループの事業推進体制の更なる整備と強化が必要と考えており、合理的な業務システム環境の構築や、内部統制・コンプライアンス等の内部管理に関して、更なる強化が必要であると考え、既に実行に移しております。

7. 主要な事業内容

持株会社

8. 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

9. 従業員の状況

従業員数	前年との比較
8 名	+ 1

(注1) 従業員には、役員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円) (注1)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容
(親会社)						
SBIアセットマネジメントグループ株式会社	東京都港区 六本木	100	資産運用サービス事業の統括・運営	—	被所有 52.7	親会社、主要株主である筆頭株主 SBIホールディングス株式会社の100%子会社であります。 役員の兼任…2名
SBIホールディングス株式会社(注2)	同上	181,924	金融サービス事業、資産運用事業、投資事業、暗号資産事業、バイオ関連等の次世代事業等	—	間接 被所有 (52.7)	(間接)親会社、サービスの販売、不動産転貸借、諸経費立替 役員の兼任2名
(連結子会社)						
ウェルスアドバイザー株式会社(注3)	同上	30	ファイナンシャル・サービス事業	100.0	—	従業員兼務出向 資金取引 役員の兼任2名
SBIアセットマネジメント株式会社(注3)	同上	400	アセットマネジメント事業	97.9	—	サービス委任、従業員兼務出向 資金取引 役員の兼任2名
SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社	同上	25	アセットマネジメント事業	100.0 (100.0)	—	役員の兼任2名
Carret Holdings, Inc.(注1)	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	2,328 千米ドル	アセットマネジメント事業	100.0	—	役員の兼任1名
Carret Asset Management LLC(注1)	同上	9,073 千米ドル	アセットマネジメント事業	100.0 (100.0)	—	—
(非連結子会社)						
SBIオルタナティブ・ファンド合同会社	東京都港区 六本木	5	アセットマネジメント事業	100.0 (100.0)	—	—

(注) 1 資本金は2025年3月31日現在のものです。

2. 有価証券報告書提出会社であります。

3 特定子会社に該当いたします。

Ⅱ．株式に関する事項

１．発行可能株式総数　： 315,600,000株

２．発行済株式の総数　： 89,673,600株

３．株主の分布状況

2025年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公 共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	10	22	205	54	157	79,289	79,737	－
所有株式数(単元)	－	52,610	3,381	473,562	97,249	417	268,154	895,373	136,300
所有株式数の割合 （％）	－	5.88	0.38	52.89	10.86	0.05	29.95	100.00	－

４．大株主の状況

2025年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自 己株式を除 く。）の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
SBIアセットマネジメントグループ 株式会社	東京都港区六本木１丁目６－１	47,185,200	52.6
MORNINGSTAR, INC. (常任代理人 大和証券株式会社)	22, WEST WASHINGTON STREET, CHICAGO, ILL USA (常任代理人 住所) (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	8,796,000	9.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	港区赤坂１丁目８番１号	3,548,900	4.0
鈴木 智博	石川県金沢市	1,572,000	1.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	852,700	1.0
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町１丁目１３－１	650,000	0.7
朝倉 智也	東京都港区	378,400	0.4
高橋 慧	東京都渋谷区	320,900	0.4
JPLLC-CL JPY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	FOUR CHASE METROTECH CENTER BROOKLYN, NY 11245 (常任代理人 住所) (新宿区新宿６丁目27番30号)	267,379	0.3
北尾 吉孝	東京都千代田区	183,200	0.2
計	－	63,754,679	71.1

(注) １　当社は、自己株式を125株保有しております。

２　前事業年度末において主要株主であったMORNINGSTAR, INC. は、当事業年度末では
主要株主ではなくなりました。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	当社グループにおける兼職の状況（直前期末時点）
朝倉 智也	代表取締役社長	SBIアセットマネジメントグループ株式会社 代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社 取締役副社長 ウェルスアドバイザー株式会社 代表取締役社長 Carret Holdings, Inc. Director SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役
北尾 吉孝	取締役	SBIホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長（CEO） SBIアセットマネジメントグループ株式会社 取締役
ビリー・ウェード・ワイルダー (Billy Wade Wilder)	取締役 (社外)	—
山澤 光太郎	取締役 (社外)	SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役 SBI-Manアセットマネジメント株式会社 代表取締役
堀江 明弘	取締役 (社外)	SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役
後藤 淳夫	監査役	SBIアセットマネジメント株式会社 監査役 ウェルスアドバイザー株式会社 監査役 SBIオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社 監査役
長野 和郎	監査役 (社外)	—
小竹 正信	監査役 (社外)	—

2. 補欠監査役の氏名等

神山 敏之

Ⅴ. 監査法人の状況

- ・監査法人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ・継続監査期間 18年(2008年3月期～2025年3月期)
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名 公認会計士試験合格者3名 その他6名

以上

■貸借対照表

(単位：千円)

科目	第28期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	1,183,286
現金及び預金	695,022
売掛金	442,967
前払費用	18,242
その他	27,053
固定資産	14,264,813
有形固定資産	17,257
建物附属設備	17,243
工具、器具及び備品	14
無形固定資産	5,807
その他	5,807
投資その他の資産	14,241,747
投資有価証券	6,763,578
関係会社株式	7,055,723
繰延税金資産	411,315
差入保証金	11,129
資産合計	15,448,099

科目	第28期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	6,141,911
未払金	138,983
短期借入金	5,850,000
未払法人税等	135,733
未払消費税等	13,884
預り金	3,310
負債合計	6,141,911
純資産の部	
株主資本	10,173,877
資本金	3,363,635
資本剰余金	3,754,942
資本準備金	3,754,942
利益剰余金	3,055,323
その他利益剰余金	3,055,323
繰越利益剰余金	3,055,323
自己株式	△23
評価・換算差額等	△867,688
その他有価証券評価差額金	△867,688
純資産合計	9,306,188
負債・純資産合計	15,448,099

■損益計算書

(単位：千円)

科目	第28期 2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで
売上高	1,554,091
売上原価	-
売上総利益	1,554,091
販売費及び一般管理費	489,526
営業利益	1,064,565
営業外収益	208,972
受取利息	83,713
受取配当金	123,188
その他	2,070
営業外費用	84,361
支払利息	84,358
その他	2
経常利益	1,189,176
税引前当期純利益	1,189,176
法人税、住民税及び事業税	193,159
法人税等調整額	△768
当期純利益	996,784

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
2024年 4 月 1 日 期 首 残 高	3,363,635	3,754,942	3,754,942	4,008,936	4,008,936
剰 余 金 の 配 当				△1,950,398	△1,950,398
当 期 純 利 益				996,784	996,784
単 元 未 満 株 式 の 買 取 請 求 に よ る 取 得 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	△953,613	△953,613
2025年 3 月31日 期 末 残 高	3,363,635	3,754,942	3,754,942	3,055,323	3,055,323

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年 4 月 1 日 期 首 残 高	△20	11,127,493	△324,704	△324,704	10,802,789
剰 余 金 の 配 当		△1,950,398			△1,950,398
当 期 純 利 益		996,784			996,784
単 元 未 満 株 式 の 買 取 請 求 に よ る 取 得 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△2	△2			△2
			△542,984	△542,984	△542,984
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△2	△953,616	△542,984	△542,984	△1,496,600
2025年 3 月31日 期 末 残 高	△23	10,173,877	△867,688	△867,688	9,306,188

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

② 無形固定資産 定額法

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営管理報酬及び受取配当金収入となります。経営管理報酬については、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、発行会社の意思決定機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した時点をもって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,055,723千円

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「関係会社株式」の評価損計上の可能性について

2025年3月31日現在の貸借対照表に「関係会社株式」が7,055,723千円計上されています。

「関係会社株式」の内訳は以下のとおりです。

関係会社名	「関係会社株式」の残高
ウエルスアドバイザー株式会社	277,023千円
SBIアセットマネジメント株式会社	5,059,819千円
Carret Holdings, Inc.	1,718,881千円
	7,055,723千円

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。その結果、「関係会社株式」の評価損が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,163千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 469,724千円

短期金銭債務 5,969,766千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高 1,553,995千円

受取配当金 750,000千円

経営管理報酬 802,595千円

その他 1,400千円

(2) 仕入高 -千円

(3) 販売費及び一般管理費 4,118千円

(4) 営業取引以外の取引高 84,358千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 125株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認額	12,180千円
未払金否認額	1,329千円
投資有価証券評価損	2,439千円
その他有価証券評価差額金	399,402千円
その他	408千円

繰延税金資産合計	415,759千円
----------	-----------

繰延税金負債

譲渡損益調整勘定	4,444千円
----------	---------

繰延税金負債合計	4,444千円
----------	---------

繰延税金資産の純額	411,315千円
-----------	-----------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
--------	--------

(調整)

永久差異	△14.55%
------	---------

均等割	0.10%
-----	-------

その他	0.00%
-----	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.17%
-------------------	--------

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11,358千円増加し、法人税等調整額は45千円増加、その他有価証券評価差額金は11,403千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権 等の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	S B I ホールディングス株式会社	東京都港区	181,924	金融サービス事業他	間接 (52.7)	費用立替 業務委託 不動産転貸借等 役員の兼任 人員出向受入	費用立替、業務委託、不動産転貸借等	340,683	差入保証金	9,512
									未払金	26,736

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 不動産賃借については、転貸借であり、同社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。
2. 費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料等の支払は行っておりません。

(2) 子会社等

種類	会社の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	ウエルスアドバイザー株式会社	東京都港区	30	ファイナンシャル・サービス事業	100.0	経営管理	経営管理報酬	204,996	売掛金	112,748
						費用の立替	費用の立替	319,435	立替金	24,942
						資金の借入	短期借入金	-	短期借入金	1,150,000
						利息の支払	未払利息	17,253	-	-
							支払利息	16,962	-	-
	S B I アセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	アセットマネジメント事業	97.9	経営管理	経営管理報酬	597,599	売掛金	328,679
						資金の借入	短期借入金	200,000	短期借入金	4,700,000
						利息の支払	未払利息	68,406	-	-
							支払利息	67,395	-	-

(取引条件および取引条件の決定方針等)

1. 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
2. 費用の立替は、主に人件費の立替精算であり、手数料の支払は行なっておりません。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 役員およびその近親者等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	103円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円12銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

SBI グローバルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上田 雅也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 嶋 照 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI グローバルアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■監査役会の監査報告

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社

監査役会

常勤監査役 後 藤 淳 夫 (印)

社外監査役 長 野 和 郎 (印)

社外監査役 小 竹 正 信 (印)

以 上